証券コード　４８１３
平成23年４月５日

株　主　各　位

東京都千代田区猿楽町二丁目８番８号
株式会社ＡＣＣＥＳＳ
代表取締役社長　鎌　田　富　久

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
この度の東北地方太平洋沖地震に被災された皆様に心よりお見舞い申しあげます。
　さて、当社第27回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上ご返送いただくか、２頁に記載の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて」をご参照の上、電磁的方法（インターネット）によりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成23年４月19日（火曜日）午後６時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　　時　平成23年４月20日（水曜日）午前10時
２．場　　　所　東京都千代田区飯田橋一丁目１番１号
ホテルグランドパレス　２階　「ダイヤモンドルーム」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　１．第27期（平成22年２月１日から平成23年１月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第27期（平成22年２月１日から平成23年１月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　取締役６名選任の件
第２号議案　監査役３名選任の件

以　上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://jp.access-company.com/investors/index.html）に掲載させていただきます。

［インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて］

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承の上、ご行使くださいますよう、お願い申しあげます。

記

1．インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

［議決権行使サイトＵＲＬ］ http://www.webdk.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細については、お手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

（ＱＲコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2．インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内に従って議案の賛否をご登録ください。

3．インターネットによる議決権行使は、平成23年４月19日（火曜日）午後６時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されますようお願いいたします。

4．書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。

5．インターネットによって複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

6．議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

7．パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0以上が必要となります。また、ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを利用できることが必要となります。

8．携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機器が128bit SSL通信（暗号化通信）が可能な機種であることが必要となります。
（セキュリティ確保のため、128bit SSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

(Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。)

以　上

［インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ］

株主名簿管理人　　住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】　　0120-186-417（午前９時～午後９時）

〈議決権行使に関する事項以外のご照会〉 0120-176-417（平日午前９時～午後５時）

（添付書類）

事　業　報　告

（平成22年２月１日から
平成23年１月31日まで）

１．企業集団の現況

（１）当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度の当社を取りまく環境としましては、国内を含めた世界経済の景気回復が足踏み状態にあり、失業率も引き続き高水準に推移するなど厳しい状況が続きました。国内外における携帯電話端末出荷台数におきましては、主にスマートフォンが需要を牽引し回復の様相を呈しておりますが、国内市場における携帯電話端末の出荷台数はピーク時と比較し減少傾向が続いており、事業環境は厳しい状況が続きました。一方で、携帯電話端末分野以外における国内の市場動向につきましては、エコポイント特需の恩恵もあり、デジタル家電を中心としてインターネットに接続可能な機器の普及率が増加しており、これらの情報家電分野は今後更なる成長が見込まれるなど、当社を取りまく事業環境は大きく変化しております。

このような事業環境の変化の下、当社グループは、当連結会計年度において事業の柱をACCESS Linux Platform™（以下、「ALP」）ビジネスから様々なサービスを可能にするサービス・イネーブラビジネスにシフトするとともに、事業環境の変化を先取りし、積極的な事業展開を推進すべく組織再編を実施し、当社及び当社グループの更なる事業拡大と収益の向上に向けて、次の３分野を核となる事業分野として、業務を展開してまいりました。

○プラットフォームビジネス
○アプリケーションビジネス
○メディアサービスビジネス

当連結会計年度の上記３分野の事業別状況につきまして、以下のとおりご報告いたします。

（プラットフォームビジネス）

プラットフォームビジネスにおきましては、当社米国子会社アイピー・インフュージョン・インク（以下、「IPI」）が開発したネットワーク機器向けの基盤ソフトウェア・プラットフォーム「ZebOS®」の開発、拡販を核として、事業を推進しております。

「ZebOS®」につきましては、通信機能の新規追加などユーザのニーズを的確にとらえるべくバージョンアップを行うほか、Tail-f Systems社（スウェーデン）のネットワーク管理用ソフトと「ZebOS®」を統合し最先端のネットワークソリューションを実現する戦略的提携や、Centec Networks社（中国）製最新プロセッサへの搭載など、拡販に向けた様々な取り組みを実施してまいりました。また、地球規模での環境問題へのソリューションとして期待されている、スマートグリッド（次世代送電網）市場への参入も表明し、その第一弾として、スマートグリッドの中核機器であるスマートメータ（インテリジェント機能を備えたネットワーク対応型電力計）向けに、IPv6対応のセンサーネットワークソリューション「NetFront® Smart Objects」を発表いたしました。

一方、ALPにおきましては、海外市場向け展開を図っておりました「The first ELSE™」につきまして、共同開発先であるELSE社（イスラエル）が開発・販売を中止する方針を決定したほか、オープンプラットフォームを利用したスマートフォンの台頭に伴い、従来の事業活動分野を絞り込み、ALPのコンポーネントを活用したビジネスを推進するとともに、LiMo Foundation関連の活動に限定することといたしました。

また、プラットフォームビジネスから派生した収益機会としては、ALP開発のため、平成17年11月に買収いたしましたPalm Source, Inc.（現アクセス・システムズ・アメリカズ・インク）が保有していた特許権を中心に、当社保有の知的財産をスマートフォン関連企業にライセンスいたしました。

(アプリケーションビジネス)

アプリケーションビジネスにおきましては、携帯端末及び情報家電向けブラウザ「NetFront® Browser」をはじめとする「NetFront®」シリーズ各種製品の拡販に努めております。当連結会計年度からは、特定のＯＳに依存しない「NetFront®」シリーズの特性を生かし、フィーチャーフォンのみならずスマートフォンへの対応も進めました。

フィーチャーフォン向けの取り組みといたしましては、ＤＬＮＡ対応ソフトウェア「NetFront® Living Connect」を、携帯電話端末向けでは初めて、ドコモ夏モデル「N-04Ｂ」に搭載しました。また、中国最大の通信機器メーカZTE社製として、初の日本３Ｇ市場向け携帯電話端末「かんたん携帯SoftBank 840Z」に、「NetFront® Browser」が搭載されました。

一方、スマートフォン向け取り組みといたしましては、iPhone/iPad向け及びAndroid™プラットフォーム向けの雑誌閲覧用ソフトウェア「NetFront® Magazine Viewer」や、本格的なIP電話サービスを実現するためのソフトウェア「NetFront® IP-Phone」、Android™プラットフォーム向けの「NetFront® Living Connect v2.0」、エンド・ユーザ向けHTML5対応の先進的ブラウザ「NetFront® Life Browser」を含むアプリケーションシリーズ「NetFront® Life」の提供を開始いたしました。また、「NetFront® Life Browser」につきましては、国内ポータルサイト最大手のヤフー株式会社（本社：東京都港区）及び世界

最大の中国語検索サービスプロバイダ百度公司（Baidu, Inc.）（中国）と戦略的提携を行いました。その他、株式会社ピクセラ（本社：大阪府大阪市）と共同で、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（本社：東京都千代田区）のAndroid™端末「ドコモ スマートフォン REGZA Phone T-01C」（富士通東芝モバイルコミュニケーションズ株式会社製）に、ワンセグ放送視聴ソリューションを提供いたしました。

海外市場におきましては、中国３Ｇ市場向け携帯電話端末での当社のブラウザソフトのシェアがトップを占めるなどの進捗を見せております。また、韓国３大携帯電話メーカの１社であるPantech社のグローバル市場向け携帯電話端末にも当社ソフトウェアが搭載されるなど、着実に実績を積み上げました。

携帯電話端末向け以外のソフトウェア開発におきましては、国内市場において、家電エコポイントの影響により出荷が増大したシャープ株式会社(本社：大阪府大阪市)、株式会社東芝(本社：東京都港区)をはじめとする国内メーカのネット対応デジタルテレビの製品に当社製品が採用・搭載されました。また、海外市場におきましては、英国放送協会（BBC）の提供するBBC iPlayer動画配信サービスに対応した、ソニー株式会社(本社：東京都港区)のイギリス市場向けブルーレイディスクプレーヤーや、欧州各地の主力ミドルウェア・ベンダ、ＯＥＭメーカの製品に当社製品が採用・搭載されるなど、着実に実績を積み上げました。また、国内企業との取引においても、パナソニック株式会社 AVCネットワークス社(本社：大阪府門真市)とインターネットテレビサービス向けオープンプラットフォームの推進に向けた協業を発表するなど、国内外において、着実に顧客層を拡大してまいりました。

（メディアサービスビジネス）

「NetFront® Magazine Viewer」を提供開始して以来、「ドコモの電子書籍トライアルサービス」向けコンテンツ提供、電子雑誌「東京カレンダー® EXTRA」創刊など、様々な取り組みを行いました。特に、「東京カレンダー® EXTRA」につきましては、雑誌と電子媒体を連携させた付加価値を提供するなど、新たなメディアとしての開拓を推進しております。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高251億20百万円（前年比22.5％減少）、営業利益45億25百万円（前年比73.9％増加）、経常利益43億17百万円（前年比50.6％増加）、当期純利益４億23百万円（前年比14.3％減少）となりました。

当連結会計年度の事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

当社及び当社グループは事業の種類別セグメントとして、ソフトウェアの受託開発事業及びコンテンツ系事業に区分しており、前者につきましては、さらに製品売上高とロイヤリティー収入に分けております。

事業の種類別セグメント売上高

事業区分	第26期（平成22年１月期）		第27期（平成23年１月期）		対前年増減率（％）
	売上高（百万円）	構成比（％）	売上高（百万円）	構成比（％）	
ソフトウェアの受託開発事業	31,011	95.7	23,855	95.0	△23.1
コンテンツ系事業	1,389	4.3	1,264	5.0	△9.0
合計	32,400	100.0	25,120	100.0	△22.5

（ソフトウェアの受託開発事業）

ソフトウェアの受託開発事業は、先述の「事業の経過及び成果」でご説明いたしましたプラットフォームビジネスとアプリケーションビジネスに該当いたします。

売上高238億55百万円（前年比23.1％減少）、営業利益52億48百万円（前年比97.4％増加）となりました。

なお、ソフトウェアの受託開発事業の事業区分別の業績は、以下のとおりであります。

１）製品売上高

ネットワーク機器向けの基盤ソフトウェア・プラットフォーム「ZebOS®」及び、携帯端末・情報家電向けブラウザ「NetFront® Browser」をはじめとする「NetFront®」シリーズ各種製品の開発、拡販を行いました。製品売上高は、63億11百万円（前年比54.2％減少）となりました。

２）ロイヤリティー収入

スマートフォン市場の急拡大により、当社が保有するスマートフォンに係る特許の価値が高まってきたことから、マイクロソフト社などに対して特許のライセンス供与を戦略的に行い、当連結会計年度の利益に貢献いたしました。ロイヤリティー収入は175億44百万円（前年比1.8％増加）となりました。

事　業　区　分	売上高（百万円）	構成比（%）
売　　上　　高	23,855	100.0
製品売上高	6,311	26.5
受託開発		
移動体情報端末	4,489	18.8
固定・屋内情報端末	1,780	7.5
そ　の　他	0	0.0
基盤開発	39	0.2
そ　の　他	0	0.0
ロイヤリティー収入	17,544	73.5
受託開発		
移動体情報端末	13,820	57.9
固定・屋内情報端末	2,829	11.9
そ　の　他	0	0.0
基盤開発	894	3.7

(コンテンツ系事業)

コンテンツ系事業は、先述の「事業の経過及び成果」でご説明いたしましたメディアサービスビジネスに該当いたします。

月刊誌「東京カレンダー」をはじめとする雑誌類の出版及び広告売上の他、電子書籍版プラットフォームの開発を行い、電子書籍販売モバイルサイト運営のサービスを行いました。その結果、売上高12億64百万円（前年比9.0％減少）となり、営業損失7億22百万円（前期は56百万円の営業損失）となりました。

②設備投資の状況

該当事項はありません。

③資金調達の状況

当社は、従業員等によるストック・オプションの行使により11百万円の資金を調達いたしました。これにより、資本金は５百万円増加して、313億91百万円となりました。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

当社は平成22年４月１日付で、株式会社アクセス・パブリッシングよりコンテンツ系事業に係る一切の事業を譲り受けました。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

（２）直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 24 期 (平成20年１月期)	第 25 期 (平成21年１月期)	第 26 期 (平成22年１月期)	第 27 期 (当連結会計年度) (平成23年１月期)
売上高（千円）	30,279,405	31,156,632	32,400,827	25,120,217
経常利益（△損失）（千円）	△11,117,405	2,138,024	2,865,734	4,317,130
当期純利益（△損失）（千円）	△15,758,215	840,170	493,929	423,222
１株当たり当期純利益(△損失)（千円）	△40,248.91	2,145.22	1,260.98	1,079.87
総資産（千円）	41,842,909	41,708,867	42,640,756	39,582,421
純資産（千円）	35,289,070	32,633,307	33,639,001	32,765,860
１株当たり純資産額（円）	87,954.09	82,100.13	84,551.25	82,012.68

（注）１株当たり当期純利益（△損失）は自己株式控除後の期中平均発行済株式数により算出しております。また、１株当たり純資産額は、期末発行済株式数から自己株式を控除して算出しております。

（３）重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

当社には、親会社はありません。

②重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
アクセス・システムズ・アメリカズ・インク	17,377米ドル	100.0%	当社製ソフトウェアの開発
アクセス・システムズ・フランス・エス・ア・エス	1,000千ユーロ	100.0% (100.0%)	欧州市場向けの当社製ソフトウェアの開発
アクセス・システムズ・ジャーマニー・ゲー・エム・ベー・ハー	1,800千ユーロ	100.0%	欧州市場向けの当社製ソフトウェアの開発
アクセス・チャイナ・インク	51,100千米ドル	100.0%	中国市場での事業展開を統括する持株会社
アクセス（北京）有限公司	12,400千米ドル	100.0% (100.0%)	中国市場向けの当社製ソフトウェアの開発・販売
アクセス（南京）有限公司	9,900千米ドル	100.0% (100.0%)	当社製ソフトウェアの組込み業務
アクセス・ソウル	2,200百万ウォン	100.0%	韓国市場向けの当社製ソフトウェアの開発
アイピー・インフュージョン・インク	20,165千米ドル	100.0% (100.0%)	IPネットワーク関連ソフトウェア及びホームメディアサーバーの開発・販売
アクセス・システムズ・ヨーロッパ・ホールディングス・ベー・フェー	11,000千ユーロ	100.0%	欧州市場向けの当社製ソフトウェアの開発・販売

（注）１．議決権の所有割合の（　）内は、間接所有割合で、内数であります。
２．アクセス（北京）有限公司及びアクセス（南京）有限公司の資本金は、登記情報に合わせるために、米ドル表記としております。
３．アクセス・システムズ・ジャーマニー・ゲー・エム・ベー・ハーの資本金には、資本剰余金を含んでおります。
４．アイピー・インフュージョン・インクの資本金には、資本剰余金を含んでおります。
５．アクセス・システムズ・ヨーロッパ・ホールディングス・ベー・フェーの資本金には、資本剰余金を含んでおります。

（４） 対処すべき課題

① 中長期的に対処すべき課題

LTE、IPv6への移行など、次世代通信ネットワークの拡充に伴いインターネットに接続可能な機器の普及率が増加し、新たなコンテンツサービスの広がりが見込まれるなど、当社及び当社グループがこれまで培ってきたソフトウェア技術開発力及び国内外における顧客とのビジネスリレーション、サービス提案力などを活かす事業機会は、今後も拡大していくものと予想されます。このような新たな事業機会を契機として、グローバル企業としての成長基盤を確立し、次なる再成長ステージを目指すため、当社及び当社グループは、次の二点を重点課題として位置づけ、更なる事業拡大と収益の向上に向けて取り組んでまいります。

１）人材育成を通じた技術力の維持向上と「サービス・イネーブラ」提供への体制強化

当社及び当社グループが競争力を有する携帯端末及び情報家電向けソフトウェア開発の分野における技術力の維持・向上は、中長期的な発展において不可欠であります。これらの技術を活用した既存ライセンスビジネスはもとより、豊かな画像や音声表現のニーズを高めることが期待される次世代キーテクノロジー「HTML5」の技術に対応するべく、いち早く取り組みを開始しており、その優位性を活かして、サービス事業者及びエンド・ユーザ向けの様々なサービスを可能にするトータルソリューションビジネス「サービス・イネーブラ」を展開してまいります。

これらを達成するために、人材育成を通じた技術力の維持向上を全社的に行い、サービス・イネーブラとなるべく体制強化を図ってまいります。

２）グローバルビジネス展開推進

当社及び当社グループは、世界中の情報家電メーカや携帯端末メーカ、主要通信事業者のようなグローバル・プレーヤ、ODM/OEMメーカ及びミドル・ソフトウェア・ベンダ並びにサービス事業者との関係をグローバルに強化してまいりました。

今後も、本社・海外拠点間・グループ間の効果的な連携を通じて、更なる事業拡大と収益の向上を目指し、グローバルビジネス展開を推進してまいります。また、内部統制につきましても、引き続き海外拠点のモニタリングを着実に実施することにより、グローバルなガバナンスを強化してまいります。

② 短期的に対処すべき課題

当社の喫緊の課題は、事業環境の変化に迅速に対応しうる製品競争力の強化及び組織の構築であります。この点に鑑み第28期においては、次の重点課題に取り組んでまいります。

１）B to Cビジネスに向けた製品競争力の強化

フィーチャーフォン市場がかつての勢いを失い、スマートフォンやタブレット端末等インターネットに接続可能な端末市場が急速に成長しております。このような環境変化を受け、インターネットを通じたエンド・ユーザ向けサービスの事業環境も大きく変化

しており、早急にサービス事業者及びエンド・ユーザとの新たな連携を獲得していく必要があります。これまで当社及び当社グループが培ってきたソフトウェア開発に関る技術に加え、サービス事業者が提供するサービスをエンド・ユーザが享受しやすくなるよう、アライアンス先の獲得と新たなソフトウェア開発を行い、製品競争力の強化に努めてまいります。

２）事業推進体制の強化

　オープンプラットフォームの普及により、当社及び当社グループを取りまく事業環境が大きく変化している中、今後の事業展開を見据えた最適な組織体制の構築をすすめ、迅速な意思決定を行うとともに、新たな事業展開に向けた施策の浸透を徹底すべく、事業推進体制を強化してまいります。

（５）主要な事業内容（平成23年１月31日現在）

事業内容	主要製品
ソフトウェアの受託開発事業	non-PC端末にインターネット閲覧機能、メール機能等を備えさせるためのソフトウェアの開発、コンサルティング等
コンテンツ系事業	月刊誌「東京カレンダー」の編集、発行及び携帯向けコンテンツ制作等

（６）主要な営業所（平成23年１月31日現在）

当社	本社：東京都千代田区 支店：千葉県千葉市美浜区 米国支店：米国 カリフォルニア州
アクセス・システムズ・アメリカズ・インク	米国 カリフォルニア州
アクセス・システムズ・フランス・エス・ア・エス	フランス モンペリエ郡
アクセス・システムズ・ジャーマニー・ゲー・エム・ベー・ハー	ドイツ オーバーハウゼン市
アクセス・チャイナ・インク	イギリス領 ケイマン諸島
アクセス（北京）有限公司	中国 北京市
アクセス（南京）有限公司	中国 南京市
アクセス・ソウル	韓国 ソウル特別市
アイピー・インフュージョン・インク	米国 カリフォルニア州
アクセス・システムズ・ヨーロッパ・ホールディングス・ベー・フェー	オランダ アムステルダム市

（７）使用人の状況（平成23年１月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,131（７）名	△374（３）名

（注）１．使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．従業員数が当連結会計年度において374名減少しておりますが、これは主にソフトウェアの受託開発事業における海外子会社の人員削減によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
570（４）名	△45（-）名	35.8歳	5年4ヶ月

（注） 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

（８）主要な借入先の状況（平成23年１月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	2,038百万円

（９）その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

２．会社の現況

（１）株式の状況（平成23年１月31日現在）

①発行可能株式総数　915,000株

②発行済株式の総数　392,031株

③株主数　25,918名

④大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	45,468株	11.60%
鎌田富久	40,965株	10.45%
財務大臣	22,993株	5.87%
有限会社樹	7,400株	1.89%
荒川立樹	6,037株	1.54%
荒川瑞樹	6,035株	1.54%
荒川大樹	6,035株	1.54%
荒川亨	6,000株	1.53%
モトローラ インク	5,400株	1.38%
東京電力株式会社	4,500株	1.15%

（注）持株比率は自己株式（11株）を控除して計算しております。

（２）新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（平成23年１月31日現在）

１）平成13年４月26日開催の定時株主総会決議による新株引受権

・新株引受権の目的である株式の数

1,363株

・新株引受権の払込金額

１個当たり　0円

・新株引受権の行使に際して出資される財産の価額

１株当たり　233,450円

・新株引受権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額

１株当たり　116,725円

・新株引受権を行使することができる期間

平成15年４月27日から平成23年４月26日まで

・新株引受権の行使の条件

各新株引受権の一部行使はできない。

・当社役員の保有状況

	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	4株	1名
社外取締役	－	－
監査役	－	－

（注）　平成16年７月20日付で普通株式１株を５株及び平成18年３月１日付で普通株式１株を３株にする株式分割を行っております。これに伴い、新株引受権の目的である株式の数が修正されましたが、上記の記載内容は当該修正を反映済みであります。

２）平成14年11月25日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

48個（新株予約権１個につき15株）

・新株予約権の目的である株式の数

720株

・新株予約権の払込金額

１個当たり　0円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

１個当たり　1,252,830円（１株当たり　83,522円）

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額

１株当たり　41,761円

・新株予約権を行使することができる期間

平成16年４月26日から平成24年４月25日まで

・新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできない。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	―	―	―
社外取締役	―	―	―
監査役	4個	60株	2名

（注）　平成16年７月20日付で普通株式１株を５株及び平成18年３月１日付で普通株式１株を３株にする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的である株式の数が修正されましたが、上記の記載内容は当該修正を反映済みであります。

３）平成15年４月11日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

１個（新株予約権１個につき15株）

・新株予約権の目的である株式の数

15株

・新株予約権の払込金額

１個当たり　0円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

１個当たり　2,000,010円（１株当たり　133,334円）

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額

１株当たり　66,667円

・新株予約権を行使することができる期間

平成16年４月26日から平成24年４月25日まで

・新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできない。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	1個	15株	1名
社外取締役	―	―	―
監査役	―	―	―

（注）　平成16年７月20日付で普通株式１株を５株及び平成18年３月１日付で普通株式１株を３株にする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的である株式の数が修正されましたが、上記の記載内容は当該修正を反映済みであります。

４）平成16年４月13日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

46個（新株予約権１個につき15株）

・新株予約権の目的である株式の数

690株

・新株予約権の払込金額

１個当たり　0円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

１個当たり　11,290,005円（１株当たり　752,667円）

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額

１株当たり　376,334円

・新株予約権を行使することができる期間

平成17年４月26日から平成25年４月25日まで

・新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできない。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	5個	75株	1名
社外取締役	―	―	―
監査役	2個	30株	1名

（注）　平成16年７月20日付で普通株式１株を５株及び平成18年３月１日付で普通株式１株を３株にする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的である株式の数が修正されましたが、上記の記載内容は当該修正を反映済みであります。

５）平成18年４月10日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

787個（新株予約権１個につき３株）

・新株予約権の目的である株式の数

2,361株

・新株予約権の払込金額

１個当たり　0円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

１個当たり　3,180,000円（１株当たり　1,060,000円）

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額

１株当たり　530,000円

・新株予約権を行使することができる期間

平成19年４月27日から平成27年４月26日まで

・新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできない。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	14個	42株	1名
社外取締役	－	－	－
監査役	21個	63株	3名

（注）　平成18年３月１日付で普通株式１株を３株にする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的である株式の数が修正されましたが、上記の記載内容は当該修正を反映済みであります。

６）平成18年４月26日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

1,824個（新株予約権１個につき１株）

・新株予約権の目的である株式の数

1,824株

・新株予約権の払込金額

１個当たり　0円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

１個当たり　1,030,000円

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額

１株当たり　515,000円

・新株予約権を行使することができる期間

平成20年４月27日から平成28年４月26日まで

・新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできない。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	210個	210株	2名
社外取締役	－	－	－
監査役	－	－	－

７）平成19年２月26日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

664個（新株予約権１個につき１株）

・新株予約権の目的である株式の数

664株

・新株予約権の払込金額

１個当たり　0円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

１個当たり　611,377円

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額

１株当たり　305,689円

・新株予約権を行使することができる期間

平成20年４月27日から平成28年４月26日まで

・新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできない。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	－	－	－
社外取締役	70個	70株	2名
監査役	－	－	－

８）平成21年３月25日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

2,393個（新株予約権１個につき１株）

・新株予約権の目的である株式の数

2,393株

・新株予約権の払込金額

１個当たり　0円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

１個当たり　225,205円

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額

１株当たり　112,603円

・新株予約権を行使することができる期間

平成21年４月３日から平成31年３月24日まで

・新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできない。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	100個	100株	2名
社外取締役	60個	60株	2名
監査役	15個	15株	3名

（３）会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況（平成23年１月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況	当社と兼職先との関係
代表取締役社長	鎌田富久	最高経営責任者（CEO）	－
取締役	安井俊哉	最高執行責任者（COO） アクセス・チャイナ・インクDirector アクセス・システムズ・ヨーロッパ・ホールディングス・ベー・フェーDirector アクセス・ソウルDirector	特別な関係はありません。
取締役	室伏伸哉	最高財務責任者（CFO） アクセス・チャイナ・インクChairman	特別な関係はありません。
取締役	楢崎浩一	最高戦略責任者（CSO） アイピー・インフュージョン・インクDirector&CEO	特別な関係はありません。
取締役	石黒邦宏	最高技術責任者（CTO） 最高情報責任者（CIO） アイピー・インフュージョン・インクChairman&CTO アクセス・システムズ・アメリカズ・インクChairman アクセス・ソウルChairman	特別な関係はありません。
取締役	宮内義彦	オリックス株式会社取締役兼代表執行役会長 昭和シェル石油株式会社取締役	特別な関係はありません。
取締役	新浪剛史	株式会社ローソン代表取締役社長CEO オリックス株式会社取締役	特別な関係はありません。
取締役	三石多門	ドコモ・モバイル株式会社代表取締役社長 信越放送株式会社取締役	特別な関係はありません。
常勤監査役	中江隆耀	－	－
常勤監査役	山本隆臣	株式会社OKI ACCESSテクノロジーズ監査役	特別な関係はありません。
監査役	古川雅一	海南監査法人代表社員 株式会社シーボン監査役	特別は関係はありません。

（注）１．取締役宮内義彦氏、新浪剛史氏及び三石多門氏は、社外取締役であります。
２．監査役山本隆臣氏、古川雅一氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役中江隆耀氏及び山本隆臣氏は、それぞれ他社の財務経理部門における業務経験があり、また、長期にわたり当社の監査役を務めていることなどから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役古川雅一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．平成22年９月16日に取締役ピエール・スハンディナタ氏は辞任により退任しております。

②取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	８名 （２名）	103,531千円 （14,400千円）
監査役 （うち社外監査役）	３名 （２名）	19,600千円 （11,600千円）
合計	11名	123,132千円

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成８年11月１日開催の有限会社アクセス（現当社）臨時社員総会において年額５億円以内と承認いただいております。
２．監査役の報酬限度額は、平成８年11月１日開催の有限会社アクセス（現当社）臨時社員総会において年額１億円以内と承認いただいております。
３．取締役の報酬等支給額には、ストックオプションによる報酬等の額が含まれております。
４．上記の支給人員には、平成22年９月16日で退任した取締役１名が含まれております。
５．社外取締役のうち、１名は無報酬であります。

③社外役員に関する事項

主な活動状況

会社における地位	氏名	活動の内容
取締役	宮内　義彦	当期開催の取締役会12回のうち11回に出席しており、経営者としての豊富な経験と知見に基づいて意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	新浪　剛史	当期開催の取締役会12回のうち９回に出席しており、経営者としての豊富な経験と知見に基づいて意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	三石　多門	当期開催の取締役会12回のうち11回に出席しており、経営者としての豊富な経験と知見に基づいて意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
常勤監査役	山本　隆臣	当期開催の取締役会12回のうち11回に出席し、また監査役会13回の全てに出席しております。常勤監査役として業務及び財産の状況を調査するほか、取締役等の職務執行を監視・検証するとともに、情報通信分野における豊富な業務経験と知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。
監査役	古川　雅一	当期開催の取締役会12回及び監査役会13回の全てに出席しており、公認会計士としての豊富な経験と知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。

（４）会計監査人の状況

①名称　　　　　　　有限責任 あずさ監査法人

②報酬等の額

	支　　払　　額
公認会計士法第２条第１項の業務の対価として当社が支払うべき報酬等の額	87,675千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	87,675千円

（注）１．当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査報酬額と金融商品取引法に基づく監査報酬額とを区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、これらの合計額で記載しております。

２．当社子会社のアクセス・システムズ・アメリカズ・インク、アクセス・システムズ・ヨーロッパ・ホールディングス・ベー・フェー及びアイピー・インフュージョン・インクにつきましては、会計監査人以外の監査法人等（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査を受けております。

③会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人が、会社法や公認会計士法等の法令に違反し、又は抵触した場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得て、又は監査役会の請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案します。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づいて会計監査人の解任を検討します。

（５）会社の体制及び方針

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

１）株主総会において知識･経験の豊富な社外取締役を選任し、良識に基づいた大所高所からの意見、助言を得る。

２）取締役会において取締役会規程を制定し、当該規程に定める基準に従って会社の重要な業務執行を決定する。

３）取締役会が取締役の職務の執行を監督するために、取締役は、会社の業務執行状況を定期的に取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視、監督する。

４）取締役の職務執行状況は、監査基準及び監査計画に従い、社外監査役を含む監査役の監査を受ける。

５）「経営理念」や「ビジョン」に加え、取締役を含むすべての役員及び社員が実践すべき行動の基準･規範を定めた「企業行動基準」、「ACCESS Values」、「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、その実施状況を定期的に確認する。

６）「内部通報制度および通報者の保護に関する規程」を制定し、コンプライアンス関連の通報、相談を受け付ける。通報の事実は秘密に保持し、内部通報者に対して不利益となる措置を行わない。

７）社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関係をもたない体制を整備する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

１）取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」を含む社内規程に従い、書面（電磁的記録を含む）により作成、保管、保存するとともに、取締役、監査役、会計監査人による閲覧、謄写に供する。

２）取締役の職務の執行に係る情報については、法令又は「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従い、必要十分な情報開示を行う。

３）情報セキュリティについては、「情報セキュリティ基本方針」、「機密情報管理規程」等を策定し、最高情報責任者（CIO）をトップとする「情報セキュリティ委員会」を設置し定期的にこれを開催するとともに、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）による情報セキュリティ管理体制を整備し、安全かつ適正な情報資産の保有、活用、管理に取り組む。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

１）「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、各部門のリスク管理業務を統括し、リスク管理の基本方針、推進体制、リスク管理に関する規程の立案その他重要事項を総合的に決定する。

２）各部門の長である執行役員及び社員は、「コンプライアンス・リスク管理委員会」の定める基本方針に従い、各部門におけるリスク状況の区分・把握・報告、規程の立案・制定を含むリスク管理体制の整備、未然防止策・対応策の立案・実行その他必要な事項を実施する。リスク状況の把握、見直しは、少なくとも年１回行う。

３）「コンプライアンス・リスク管理委員会」での審議を経て、重大なリスクの一部について、合理的な条件で保険契約を行う。

4）当社の経営に重大な影響を及ぼすような危機的なリスクが、万が一発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、外部アドバイザーと連携して、迅速な対応を行うことにより損害を最小限に抑えるとともに、再発防止のための対策を講ずる。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1）経営上の意思決定と業務執行との分離、迅速な意思決定及び権限と責任の明確化を図る観点から、執行役員制度を採用する。取締役会は、会社法に従い経営戦略及び重要な業務執行の決定並びに業務執行の監視・監督の機能を担い、代表取締役社長及び一部の業務担当取締役並びに各部門の長の中から選任された者は、執行役員として業務を執行する。

2）代表取締役及び役付執行役員並びに取締役社長が特に指名した者から構成される常務会を設置し、当社グループ全体の基本方針及び重要な業務執行事項について審議し、取締役会で決定すべき事項を除きその決定を行う。

3）取締役及び執行役員並びに子会社の業務執行責任者等から構成される経営会議を設置し、当社グループ全体の業務執行状況の適時把握及び業務執行に関する重要事項の審議を行う。

4）「経営理念」及び「ビジョン」を踏まえて、中期経営計画及び年次事業計画・予算を策定し、その進捗を確認する。また、原価管理や経営情報の迅速かつ正確な把握を可能にするために、必要な基幹システムを構築する。

5）組織、権限及び職務分掌に関する社内規程を制定し、役割、権限、責任及び手続の明確化を図る。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）「経営理念」や「ビジョン」に加え、すべての社員が実践すべき行動の基準･規範を定めた「企業行動基準」、「ACCESS Values」、「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、その実践状況を定期的に確認する。問題があった場合には、就業規則に従い、厳正な処分を行う。

2）代表取締役社長は、機会があるごとに、コンプライアンス（法令遵守、企業倫理）の重要性及びこれに真剣に取り組む会社の方針･決意を社員に伝達する。

3）「内部通報制度および通報者の保護に関する規程」を制定し、コンプライアンス関連の通報、相談を受け付ける。通報の事実は秘密に保持し、内部通報者に対して不利益となる措置を行わない。

4）代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、この部門が定期的に内部監査を実施し、被監査部門に改善点等をフィードバックするとともに、代表取締役社長及び監査役にその活動状況を報告する。内部監査室の代表者は、取締役会及び監査役会を除き、必要に応じて、一切の社内会議に出席する権限を有する。

5）「コンプライアンス・リスク管理委員会」及び法務部が中心となって、コンプライアンスに関する社員向けセミナー、研修を開催し、教育、啓発活動を行う。

⑥当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

１）子会社の取締役又は監査役として、当社の取締役、監査役、執行役員又は社員を派遣する。派遣された者は、子会社の取締役又は監査役として、子会社の取締役の業務執行の監視・監督又は監査を行う。

２）子会社の事業計画、経営状況、業務執行の状況等を当社に定期的に報告させ、必要に応じて改善点等を指摘する。

３）各子会社は、自社の規模、事業の性質、所在国その他会社の特性を踏まえて、当社と連携をとりつつ、独自に内部統制システムの整備を行う。

４）当社グループにおける財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法等に基づく財務報告に係る内部統制を適切に実施するため、その整備、運用及び評価に関する基本方針を策定し、当該内部統制の有効かつ効率的な整備等に向けて適切な取り組みを進める。

５）取締役及び執行役員並びに子会社の業務執行責任者等から構成される経営会議を設置し、当社グループ全体の業務執行状況の適時把握及び業務執行に関する重要事項の審議を行う。

６）「経営理念」や「ビジョン」に加え、子会社の取締役を含め、当社企業集団のすべての役員及び社員が実践すべき行動の基準･規範を定めた「企業行動基準」、「ACCESS Values」を制定し、その実践状況を定期的に確認する。また、所在国の状況に応じて各子会社は、「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、実践する。

７）当社と子会社間の取引条件については、統一的な取引スキームを設定して、いずれかに著しく不利益となったり、恣意的なものとなったりしないようにする。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

１）監査役から必要として要請があったときには、監査役の指揮命令下に監査役の職務を補助すべき社員を配置する。

２）監査役の職務を補助すべき社員の人数、資格等に関しては、監査役と代表取締役社長との間の協議により決定する。

⑧監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

１）監査役の職務を補助する社員は、監査役の指揮命令下に置かれ、その業務に専念する。

２）監査役の職務を補助する社員の任命、異動等に関しては、監査役と代表取締役社長との間の協議により決定する。

３）監査役の職務を補助する社員の人事考課、目標管理等については、常勤監査役が行う。

⑨取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

１）監査役は、取締役会の他、必要に応じて、一切の社内会議に出席する権限を有する。

２）取締役、執行役員、社員は、監査役の求めに応じて、会社の業務執行の状況を報告する。

３）取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告する。

⑩監査役の監査が実効的に行われることを確保するためのその他の体制

１）社外監査役として、企業経営に精通した経験者・有識者や公認会計士等の有資格者を招聘し、代表取締役社長や執行役員等、業務を執行する者からの独立性を保持する。

2）監査役会は、代表取締役社長と定期的に会議をもち、重要課題等について協議、意見交換を行う。

3）監査役は、内部監査室と緊密な連携を保ち、必要に応じて、内部監査室に調査を依頼することができる。

4）監査役は、会計監査人と定期的に会議をもち、意見及び情報の交換を行う。

（６）会社の支配に関する基本方針

買収防衛策について

当社は、平成22年３月15日に開催された取締役会において、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）の継続導入を決定致しました。本方針は、平成22年４月27日に開催の当社第26回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。本方針の詳細につきましては、インターネットの当社ホームページ（http://jp.access-company.com/investors/library/ir_news/n100315_02.pdf）に掲載しております。

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、自ら生み出した技術で社会（産業・文化）を変革させ、社会に貢献し責任を果たすことを経営理念として、コンピュータの分野をはじめ、先進技術を企画・研究・開発し、その成果を製品・技術・サービスとして世に送り出すことで、一般消費者をはじめとするユーザの生活の向上に貢献し、社会的責任を果たすべく日々事業活動を行っております。

これまでのこうした活動により、当社は、日本国内はもとより海外においても多くの支持を受けることができ、主要な通信事業者やメーカといった顧客に恵まれております。このような活動を継続し、さらに幅広い顧客に当社の製品・技術・サービスを提供していくことが、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることにつながるものと考えております。

そこで、当社の事業やビジネス・モデルに関する理解が十分でない者による当社に対する大規模な買付行為により、当社の顧客・取引先等を含む重要なステークホルダーとの関係が崩壊し、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることがないよう、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めることとしております。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、及び大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。

②基本方針の実現に資する具体的な取組み

１）中期経営計画による企業価値・株主共同の利益の確保・向上

当社の企業価値は、新規技術ノウハウの蓄積、幅広い顧客・取引先との長期安定的な取引関係の維持・発展、優秀な従業員の確保等、多くの要因によって支えられています。その中でも、当社は、顧客との継続的な取引関係が、当社の企業価値を維持し、向上させる上で特に重要と考えております。そして、このような取引関係を維持するためには、継続的な研究開発投資に基づき顧客に対して新規製品・技術を提供し続けることが重要であり、

また、顧客との関係において、当社が過度に特定企業へ取引上の依存度を高めたり、過度に特定企業との資本的な結びつきを深めたりすることを回避し、業界内において中立的な立場を堅持することが期待されております。このような考えに基づき、これまで当社では、将来的な製品・技術市場動向を的確に把握するよう努めつつ、中期経営計画を策定してその実現に邁進するとともに、さらに技術ポートフォリオを拡充すべく友好的に企業買収も行ってまいりました。当社は、これらの企業価値・株主共同の利益を支える要因の一つ一つを維持し、さらに強化していくように、これからも努めてまいります。

２）コーポレートガバナンスの強化による企業価値・株主共同の利益の確保・向上

当社は、取締役及び監査役制度を中心としてコーポレートガバナンスの充実を図り、経営の効率性、健全性及び透明性を確保していく所存であります。また、企業の永続的な発展のためには、企業利益の追求と社会的責任を果たすことが重要であると考え、株主の皆様を含めたすべてのステークホルダーとの円滑な関係構築を目指し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

③基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み

１）当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針の基本的な考え方

上記①の基本方針に照らして、大規模な買付行為がなされた場合、これに応じるかどうかは、買付けへの応募を通じ、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。しかし、当社の事業やビジネス・モデルに関する理解が十分でない者による当社に対する大規模な買付行為が行われた場合、当社の顧客・取引先等を含む重要なステークホルダーとの関係が崩壊し、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されかねません。そこで、当社は、大規模な買付行為が行われた場合、当該買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであるかどうか、株主の皆様に適切にご判断いただき、提案に応じるか否かを決定していただくためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。さらに、当社株式を引き続き保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模な買付行為が当社に与える影響や、当社の顧客、取引先、従業員その他のステークホルダーとの関係についての方針を含む、買付者の当社経営への参画時における経営方針、事業計画等の内容等の情報は、継続保有を検討する際の重要な判断材料となります。また、当社取締役会が大規模な買付行為に対する意見を開示し、必要に応じて代替案を提示することにより、当該株主の皆様は、双方の方針、意見等を比較考量することで、大規模な買付行為に応じるかどうかを適切に判断することが可能になります。

２）本方針の内容

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付行為が行われる場合には、大規模買付者に対し、以下に定める「大規模買付ルール」を遵守していただくこととし、大規模買付者がこれを遵守しない場合、及び大規模買付行為が当社株主共同の利益を

著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会として一定の措置を講じることにしました。

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、当社株主共同の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

大規模買付行為がなされた場合の対応については、以下に定めるとおりであります。

（１）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

（２）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主共同の利益を保護するという観点から、株主の皆様に対し、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保証することを目的とするものです。大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止するために対抗措置をとるようなことは行わず、大規模買付行為に応じるかどうかは、大規模買付情報や当社が提示する大規模買付行為に対する意見、代替案等をご検討の上、当社株主の皆様においてご判断いただくことになります。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、当社取締役会において、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なう場合であると判断したときには、適時適切な開示を行った上、（１）で述べた大規模買付行為に対する対抗措置をとることがあります。

④本方針についての取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社は、本方針が上記①に記載の基本方針に沿うものであり、以下の理由から、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

1）本方針が基本方針に沿うものであること

当社は、本方針において以下の点を明記しており、本方針が上記①の基本方針に沿って設計されたものであると考えております。

1．大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会の評価期間が経過した後にのみ当該買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあること。

2．大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうような不適切な大規模買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することがあること。

2）本方針が当社の株主共同の利益を損なうものではないこと

本方針は、上記①に記載の基本方針の考え方並びに平成17年５月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」による三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）、平成20年６月30日に経済産業省に設置された企業価値研究会により公表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所有価証券上場規程第440条に定められた買収防衛策導入時の尊重義務（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）に沿って、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の代替案の提示を受ける機会の提供をルール化しております。これにより、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本方針が、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものと考えます。

3）本方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、当社株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるか否か及び発動を中止するかの判断にあたっては、取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、かかる事項の評価・検討・審議を諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の委員は５名以内とし、当社の経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者を対象として選任するものとしています。また、本方針の根本的な要素として、当社株主に必要な情報を提供することを目的とし、大規模買付行為が行われた場合、これに応じるかどうかは最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられております。以上により、本方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

また、本方針は当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により本方針を廃止することが可能です。従って、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止することができない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

（注）本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

ACCESS、NetFront、ACCESS Linux Platform、東京カレンダーは、日本国、米国、及びその他の国における株式会社ACCESSの登録商標または商標です。
ZebOSは、IP Infusion Inc.の米国並びにその他の国における商標又は登録商標です。
Android は Google Inc.の商標又は登録商標です。
DLNAは登録商標です。Digital Living Network Allianceは、デジタル リビング ネットワーク アライアンスのサービスマークです。
iPhone及びiPadは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。
その他、文中に記載されている商標、会社名及びロゴは、それぞれ所有する各社に帰属します。

連結貸借対照表

（平成23年１月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**30,298,667**	**流動負債**	**4,817,499**
現金及び預金	17,432,598	買掛金	479,668
受取手形及び売掛金	8,605,433	未払法人税等	430,201
有価証券	2,905,194	賞与引当金	352,294
仕掛品	281,432	返品調整引当金	55,931
繰延税金資産	547,309	受注損失引当金	112,876
その他	825,175	その他	3,386,528
貸倒引当金	△298,476	**固定負債**	**1,999,060**
固定資産	**9,283,753**	長期借入金	1,786,000
有形固定資産	**4,848,757**	退職給付引当金	199,741
建物	2,872,426	その他	13,319
器具備品	372,330	**負債合計**	**6,816,560**
土地	1,603,905	**純資産の部**	
その他	96	**株主資本**	**36,620,386**
無形固定資産	**476,139**	資本金	31,391,499
ソフトウェア	441,604	資本剰余金	8,431,093
その他	34,535	利益剰余金	△3,193,482
投資その他の資産	**3,958,856**	自己株式	△8,724
投資有価証券	2,666,311	**評価・換算差額等**	**△4,469,774**
繰延税金資産	49,123	その他有価証券評価差額金	△7,110
その他	1,588,669	為替換算調整勘定	△4,462,664
貸倒引当金	△345,248	**新株予約権**	**615,248**
		純資産合計	**32,765,860**
資産合計	**39,582,421**	**負債純資産合計**	**39,582,421**

連結損益計算書

（平成22年２月１日から
平成23年１月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**25,120,217**
売上原価	**7,258,612**
売上総利益	**17,861,604**
返品調整引当金繰入額	**55,931**
返品調整引当金戻入額	**10,420**
差引売上総利益	**17,816,093**
販売費及び一般管理費	**13,290,331**
営業利益	**4,525,761**
営業外収益	**198,402**
受取利息	91,321
還付消費税等	46,251
助成金収入	22,810
その他	38,019
営業外費用	**407,033**
支払利息	37,704
納品遅延損害金	36,370
為替差損	307,263
その他	25,694
経常利益	**4,317,130**
特別利益	**573,537**
貸倒引当金戻入額	32,811
前期損益修正益	36,835
固定資産売却益	3,735
受取保険金	106,934
投資有価証券売却益	393,129
その他	90
特別損失	**3,084,950**
減損損失	226,607
特別退職金等	1,143,186
貸倒引当金繰入額	76,548
事務所移転費用	407,004
開発中止損失	944,143
その他	287,459
税金等調整前当期純利益	**1,805,717**
法人税、住民税及び事業税	829,266
法人税等還付額	200,210
法人税等調整額	753,438
当期純利益	**423,222**

連結株主資本等変動計算書

（平成22年２月１日から
平成23年１月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成22年１月31日　残高	31,385,747	11,229,734	△6,225,238	△8,724	36,381,518
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	5,752	5,752			11,505
剰余金の配当		△195,860			△195,860
欠損填補		△2,608,533	2,608,533		－
当期純利益			423,222		423,222
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	5,752	△2,798,640	3,031,755	－	238,868
平成23年１月31日　残高	31,391,499	8,431,093	△3,193,482	△8,724	36,620,386

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成22年１月31日　残高	△84,266	△3,176,837	△3,261,104	518,586	33,639,001
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					11,505
剰余金の配当					△195,860
欠損填補					－
当期純利益					423,222
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	77,155	△1,285,826	△1,208,670	96,661	△1,112,008
連結会計年度中の変動額合計	77,155	△1,285,826	△1,208,670	96,661	△873,140
平成23年１月31日　残高	△7,110	△4,462,664	△4,469,774	615,248	32,765,860

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数　　14社

・主要な連結子会社の名称　　アクセス・システムズ・アメリカズ・インク
アクセス・システムズ・フランス・エス・ア・エス
アクセス・システムズ・ジャーマニー・ゲー・エム・ベー・ハー
アクセス・チャイナ・インク
アクセス（北京）有限公司
アクセス（南京）有限公司
アクセス・ソウル
アイピー・インフュージョン・インク
アクセス・システムズ・ヨーロッパ・ホールディングス・ベー・フェー

当連結会計年度において、株式会社アクセス・パブリッシングは、清算手続きを完了し、また、連結子会社１社は、株式の売却を行い、それぞれ連結の範囲から除外しております。

その他、連結子会社２社を設立し連結の範囲に含め、また、アクセス・システムズ・アメリカズ・インクと統合した連結子会社１社について連結子会社の数から減少させております。

(2) 非連結子会社に関する事項

・非連結子会社の数　　４社

・主要な非連結子会社の名称　　レッドゼロ・インク
レッドゼロ（北京）テクノロジー

・連結の範囲から除いた理由　　非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも当連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(3) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数	１社
・会社の名称	株式会社OKI ACCESSテクノロジーズ

②持分法を適用しない非連結子会社の状況

・主要な会社等の名称	レッドゼロ・インク レッドゼロ（北京）テクノロジー その他２社
・持分法を適用しない理由	非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

アクセス・システムズ・アメリカズ・インク、アクセス・システムズ・フランス・エス・ア・エス、アクセス・システムズ・ジャーマニー・ゲー・エム・ベー・ハー、アクセス・チャイナ・インク、アクセス（北京）有限公司、アクセス（南京）有限公司、アクセス・ソウル、アイピー・インフュージョン・インク、アクセス・システムズ・ヨーロッパ・ホールディングス・ベー・フェー他５社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

１）有価証券

その他有価証券

時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
時価のないもの	移動平均法による原価法

２）たな卸資産

仕掛品	個別法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1）有形固定資産 （リース資産を除く）	当社及び国内連結子会社 建物（建物付属設備は除く） ⅰ平成10年３月31日以前に取得したもの 　法人税法に規定する旧定率法 ⅱ平成10年４月１日から平成19年３月31日 　までに取得したもの 　法人税法に規定する旧定額法 ⅲ平成19年４月１日以降に取得したもの 　法人税法に規定する定額法 建物以外 ⅰ平成19年３月31日以前に取得したもの 　法人税法に規定する旧定率法 ⅱ平成19年４月１日以降に取得したもの 　法人税法に規定する定率法 　なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 　　建物：　　　　３～47年 　　器具備品：　　４～８年 在外連結子会社 　主として定額法を採用しております。 （追加情報） 　当連結会計年度において、本社移転に伴い、主として本社建物及び器具備品について耐用年数が実態と乖離したため、当該資産について耐用年数の短縮を行っております。これに伴う影響額を減価償却費として販売費及び一般管理費に計上しております。 　この結果、従来の方法によった場合と比べ、営業利益及び経常利益はそれぞれ66,206千円減少し、税金等調整前当期純利益は48,771千円減少しております。

２）無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（３～５年）に基づいて定額法によっております。 ただし、米国における連結子会社については、米国会計基準により定額法を採用しております。 ソフトウェア：　４年 その他の無形固定資産：　３～５年
３）リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。
４）長期前払費用	定額法

③　重要な引当金の計上基準

１）貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
２）賞与引当金	従業員の賞与の支払に備えるため、会社が算定した支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
３）受注損失引当金	ソフトウェアの請負契約における将来の損失に備えるため、将来の損失が確実に見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて、将来の損失発生見込額を計上しております。
４）退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会　会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計上しております。 なお、米国及び韓国における連結子会社は、確定拠出型の年金制度を設けております。
５）返品調整引当金	出版物の返品による損失に備えるため、返品見込額の売買利益相当額及び返品に伴い発生する廃棄損相当額を計上しております。

④　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外支店の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

また、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑤　その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理	消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(6)　連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法によっております。

(7)　のれんの償却に関する事項

のれんは、個々の投資の実態に応じた期間にわたり、均等償却しております。

なお、償却年数は、４年から５年であります。

(8)　会計方針の変更

受注制作のソフトウェア等に係る収益の計上基準の変更

受注制作のソフトウェア等に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を採用しておりましたが、当連結会計年度より、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号　平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号　平成19年12月27日）を適用し、受注制作のソフトウェア等のうち、当連結会計年度に着手した契約から、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる場合については工事進行基準（原則として、工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の場合については工事完成基準を採用しております。

当該変更による売上高及び損益への影響はありません。

(9)　表示方法の変更

前連結会計年度まで区分掲記しておりました「一年以内返済予定の長期借入金」（当連結会計年度252,000千円）は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度まで区分掲記しておりました「受取配当金」（当連結会計年度10千円）及び「持分法による投資利益」（当連結会計年度10,372千円）は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度まで区分掲記しておりました「固定資産除却損」（当連結会計年度11,960千円）及び「投資有価証券評価損」（当連結会計年度62,675千円）は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては、特別損失の「その他」に含めて表示しております。

２．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産

担保に供している資産

建物	2,706,307千円
土地	1,563,534千円
計	4,269,841千円

上記に対する担保付債務

一年以内返済予定の長期借入金	252,000千円
長期借入金	1,786,000千円
計	2,038,000千円

(2) 受注損失引当金

損失が見込まれる受注制作のソフトウェア開発契約に係るたな卸資産は、これに対応する受注損失引当金241,543千円（うち、仕掛品に係る受注損失引当金241,543千円）を相殺表示しております。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額　　2,459,466千円

３．連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
本社（東京）	事業所用設備	建物及び器具備品
アクセス（北京）有限公司 （中国北京）	事業所用設備	建設仮勘定
アクセス・システムズ・フランス・エス・ア・エス （フランス　モンペリエ）	事業所用設備	建物及び器具備品、ソフトウェア

当社グループは、独立した最小の損益管理単位を識別してグルーピングを行っております。

本社は平成22年12月における事務所の移転に伴い、利用見込のない建物及び器具備品について、帳簿価額の全額200,418千円を事務所移転費用として計上しております。

アクセス（北京）有限公司における建設仮勘定につきましては、設備投資時に策定した事業計画において当初想定していた収益見込が減少したため、帳簿価額の全額である181,833千円を減損損失として計上しております。

アクセス・システムズ・フランス・エス・ア・エスにおける建物及び器具備品、ソフトウェアにつきましては、12月の取締役会にて解散を決議したため、帳簿価額の全額であります44,773千円を減損損失として計上しております。

４．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	391,731株	300株	－	392,031株

（注）発行済株式の総数の増加は、新株予約権の権利行使による新株の発行によるものであります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	11株	－	－	11株

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成13年新株引受権	平成14年新株予約権	平成15年新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	1,363株	720株	15株
新株予約権の残高	－	－	－

	平成16年新株予約権	平成18年新株予約権①	平成18年新株予約権②
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	690株	2,361株	1,824株
新株予約権の残高	35,414千円（注２）	278,254千円（注２）	11,482千円（注２）

	平成19年新株予約権	平成21年新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	664株	2,393株
新株予約権の残高	158,908千円	131,187千円

１．平成16年７月20日付で普通株式１株を５株及び平成18年３月１日付で普通株式１株を３株にする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的である株式の数が修正されましたが、上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。
２．米国子会社役員及び従業員に付与した新株予約権（ストック・オプション）を米国会計基準に基づいて計上したものであります。

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは資金運用については、投機的な投資は行わない方針であり、短期的で低リスクの金融商品に限定しております。また、資金調達については、主に自己資金を充当する方針でありますが、設備投資資金につきましては金融機関からの借入により調達にしております。デリバティブは、主に為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内の与信管理規定により、新規取引発生時に顧客の信用状況について調査を行い、社内審議・承認を徹底しております。また、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、必要に応じて取引先の信用状況を確認し、リスクを低減しております。

有価証券は、格付の高い企業のコマーシャルペーパーや、ＭＭＦ等の公社債投資信託など、安全性と流動性の高い金融商品であります。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や投資先の財務状況を把握し、保有の妥当性を検証しております。

営業債務である買掛金は、１年以内の支払期日であります。

長期借入金は設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引につきましては投機的な取引を排除し、為替変動リスクの回避に限定して利用するとともに、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関に限定して取引を行っております。なお、期末時点における取引残高はありません。

また、営業債務や借入金などについては、当社グループでは各社が月次で資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年１月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	17,432,598	17,432,598	－
(2) 受取手形及び売掛金	8,605,433		
貸倒引当金（*）	△297,605		
	8,307,827	8,307,827	－
(3) 有価証券及び投資有価証券	5,418,049	5,418,049	－
資産計	31,158,476	31,158,476	－
(1) 買掛金	479,668	479,668	－
(2) 1年内返済予定の長期借入金	252,000	252,000	－
(3) 長期借入金	1,786,000	1,786,000	－
負債計	2,517,668	2,517,668	－
デリバティブ取引	－	－	－

(*) 受取手形及び売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。その他は、コマーシャルペーパーや、ＭＭＦ等の公社債投資信託など、いずれも短期間に決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) 買掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) １年内返済予定の長期借入金

短期間で市場金利に基づいて利率を見直しており、借入を行っている当社の信用状況は借入実行後に大きく異なっていないため、時価は帳簿価額に近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利のものについては短期間で市場金利に基づいて利率を見直しており、借入を行っている当社の信用状況は借入実行後に大きく異なっていないため、時価は帳簿価額に近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

当期末においては、取引残高がありません。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券 非上場株式	153,457

こちらについては、市場価格等がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。

(追加情報)

連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号　平成20年３月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号　平成20年３月10日)を適用しております。

６．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　82,012円68銭

(2) １株当たり当期純利益　1,079円87銭

７．その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成23年1月31日現在）

（単位：千円）

資産の部	
流動資産	**23,611,581**
現金及び預金	14,014,370
売掛金	8,085,989
有価証券	26,115
仕掛品	290,277
前払費用	282,971
関係会社短期貸付金	420,635
繰延税金資産	362,477
その他	227,090
貸倒引当金	△98,346
固定資産	**20,117,980**
有形固定資産	**4,709,814**
建物	2,864,228
器具備品	241,585
土地	1,603,905
その他	96
無形固定資産	**616,694**
特許権	1,774
商標権	15,717
ソフトウエア	411,413
電話加入権	3,549
知的財産権	184,239
投資その他の資産	**14,791,471**
投資有価証券	9,722
関係会社株式	13,515,137
関係会社出資金	44,320
長期性定期預金	1,000,000
破産更生債権等	300,000
長期前払費用	776
繰延税金資産	39,098
その他	182,483
貸倒引当金	△300,068
資産合計	**43,729,561**

負債の部	
流動負債	**3,184,448**
買掛金	407,741
一年以内返済予定の長期借入金	252,000
未払金	1,514,909
未払費用	206,726
未払法人税等	154,856
前受金	113,367
預り金	96,613
賞与引当金	222,879
返品調整引当金	55,931
受注損失引当金	112,876
その他	46,546
固定負債	**1,985,741**
長期借入金	1,786,000
退職給付引当金	199,741
負債合計	**5,170,190**
純資産の部	
株主資本	**38,260,916**
資本金	**31,391,499**
資本剰余金	**8,431,093**
資本準備金	31,098
その他資本剰余金	8,399,995
利益剰余金	**△1,552,953**
その他利益剰余金	△1,552,953
繰越利益剰余金	△1,552,953
自己株式	**△8,724**
評価・換算差額等	**△704**
その他有価証券評価差額金	△704
新株予約権	**299,159**
純資産合計	**38,559,371**
負債純資産合計	**43,729,561**

損益計算書

（平成22年２月１日から 平成23年１月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**22,316,092**
売上原価	**6,763,284**
売上総利益	**15,552,807**
返品調整引当金繰入額	55,931
差引売上総利益	15,496,875
販売費及び一般管理費	**11,132,589**
営業利益	**4,364,285**
営業外収益	**39,475**
受取利息	27,602
その他	11,873
営業外費用	**112,700**
支払利息	37,704
為替差損	33,289
納品遅延損害金	36,370
その他	5,336
経常利益	**4,291,060**
特別利益	**753,432**
貸倒引当金戻入額	237,428
投資有価証券売却益	393,129
受取保険金	106,934
その他	15,939
特別損失	**4,606,873**
固定資産除却損	6,243
関係会社株式評価損	2,999,355
投資有価証券評価損	62,675
貸倒引当金繰入額	85,740
前期損益修正損	69,673
固定資産売却損	31,244
開発中止損失	944,143
事務所移転費用	407,004
その他	793
税引前当期純利益	**437,618**
法人税、住民税及び事業税	607,218
法人税等調整額	1,383,352
当期純損失	**1,552,953**

株主資本等変動計算書

（平成22年２月１日から
平成23年１月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成22年１月31日　残高	31,385,747	5,759	11,223,975	11,229,734	△2,608,533	△2,608,533	△8,724	39,998,223
事業年度中の変動額								
新株の発行	5,752	5,752		5,752				11,505
剰余金の配当		19,586	△215,446	△195,860				△195,860
欠損填補			△2,608,533	△2,608,533	2,608,533	2,608,533		—
当期純損失					△1,552,953	△1,552,953		△1,552,953
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	5,752	25,338	△2,823,979	△2,798,640	1,055,579	1,055,579	—	△1,737,307
平成23年１月31日　残高	31,391,499	31,098	8,399,995	8,431,093	△1,552,953	△1,552,953	△8,724	38,260,916

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成22年１月31日　残高	△85,911	△85,911	221,721	40,134,033
事業年度中の変動額				
新株の発行				11,505
剰余金の配当				△195,860
欠損填補				—
当期純損失				△1,552,953
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	85,207	85,207	77,438	162,646
事業年度中の変動額合計	85,207	85,207	77,438	△1,574,661
平成23年１月31日　残高	△704	△704	299,159	38,559,371

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

１）子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
２）その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
時価のないもの	移動平均法による原価法

② たな卸資産

仕掛品	個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産は除く)

建物（建物付属設備は除く）

１)平成10年３月31日以前に取得したもの
法人税法に規定する旧定率法

２)平成10年４月１日から平成19年３月31日までに取得したもの
法人税法に規定する旧定額法

３)平成19年４月１日以降に取得したもの
法人税法に規定する定額法

建物以外

１)平成19年３月31日以前に取得したもの
法人税法に規定する旧定率法

２)平成19年４月１日以降に取得したもの
法人税法に規定する定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物：　３～47年
器具備品：　２～20年

(追加情報)

当事業年度において、本社移転に伴い、主として本社建物及び器具備品について耐用年数が実態と乖離したため、当該資産について耐用年数の短

縮を行っております。これに伴う影響額を減価償却費として販売費及び一般管理費に計上しております。

この結果、従来の方法によった場合と比べ、営業利益及び経常利益はそれぞれ66,206千円減少し、税引前当期純利益は48,771千円減少しております。

② 無形固定資産(リース資産は除く)

１）市場販売目的のソフトウェア

見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（３年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。

２）自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（３～５年）に基づいて定額法によっております。

３）知的財産権

３～４年間の定額法によっております。

４）その他の無形固定資産

定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス･リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外支店の資産及び負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支払に備えるため、会社が算定した支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 受注損失引当金

ソフトウェアの請負契約における将来の損失に備えるため、将来の損失が確実に見込まれ、かつ、

当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて、将来の損失発生見込額を計上しております。

④　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会　会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、計上しております。

⑤　返品調整引当金

出版物の返品による損失に備えるため、返品見込額の売買利益相当額及び返品に伴い発生する廃棄損相当額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(6) 会計方針の変更

受注制作のソフトウェア等に係る収益の計上基準の変更

受注制作のソフトウェア等に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を採用しておりましたが、当事業年度より、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号　平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号　平成19年12月27日）を適用し、受注制作のソフトウェア等のうち、当事業年度に着手した契約から、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる場合については工事進行基準（原則として、工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の場合については工事完成基準を採用しております。

当該変更による売上高及び損益への影響はありません。

(7) 表示方法の変更

前事業年度までは区分掲記しておりました「敷金保証金」（当事業年度182,483千円）は、重要性が乏しくなったため、当事業年度においては、投資その他資産の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度までは区分掲記しておりました「受取配当金」（当事業年度８千円）は、重要性が乏しくなったため、当事業年度においては、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産

担保に供している資産

建物	2,706,307千円
土地	1,563,534千円
計	4,269,841千円

上記に対する担保付債務

一年以内返済予定の長期借入金	252,000千円
長期借入金	1,786,000千円
計	2,038,000千円

(2) 受注損失引当金

損失が見込まれる受注制作のソフトウェア開発契約に係るたな卸資産は、これに対応する受注損失引当金241,543千円（うち、仕掛品に係る受注損失引当金241,543千円）を相殺表示しております。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額　1,027,822千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示しているものは除く。）は、次のとおりであります。

① 短期金銭債権　933,540千円
② 長期金銭債権　300,263千円
③ 短期金銭債務　577,613千円

３．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高　357,690千円
② 営業費用　4,544,508千円
③ 営業取引以外の取引高　3,032千円

(2) 減損損失

当社は、当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
本社（東京）	事業所用設備	建物及び器具備品

当社は、独立した最小の損益管理単位を識別してグルーピングを行っております。

本社は平成22年12月における事務所の移転に伴い、利用見込のない建物及び器具備品について、帳簿価額の全額200,418千円を事務所移転費用として計上しております。

４．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	11株	－	－	11株

５．税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	（千円）
繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	166,190
賞与引当金否認額	90,712
退職給付引当金否認額	81,294
減価償却費限度超過額	686,105
投資有価証券等評価損否認（注）	14,019,122
未払事業税	17,749
一括償却資産償却限度超過額	20,432
売上原価否認額	175,466
受注損失引当金否認額	149,472
資産調整勘定償却限度超過額	159,749
事務所移転損失否認額	25,086
返品調整引当金否認額	7,644
未払費用否認	89,881
その他	120,426
繰延税金資産小計	15,809,335
評価性引当額	△15,407,759
繰延税金資産合計	401,576
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	－
繰延税金負債合計	－
繰延税金資産の純額	401,576

（注）投資有価証券等評価損否認には、関係会社株式評価損否認 13,933,169千円を含んでおります。

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税の負担率との差異の主な内訳

法定実効税率	40.7%
（調整）	
交際費等に永久に損金算入されない項目	1.3%
株式報酬費用	7.2%
住民税均等割等	1.9%
評価性引当額	396.5%
研究開発費の特別控除	△32.8%
外国源泉所得の影響額等	22.5%
延滞税加算税等	14.7%
その他	2.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	454.9%

６．関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科 目	期末残高（千円）
法人主要株主	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	被所有 11.60%	得意先	当社ソフトウェアの販売	7,767,937	売掛金	3,449,933

（注）当社ソフトウェアの販売につきましては、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　97,597円60銭

(2) １株当たり当期純損失　3,962円42銭

８．その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年３月17日

株式会社ＡＣＣＥＳＳ
取締役会　御中

有 限 責 任　あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　浜　田　　康 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　井　指　亮　一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ＡＣＣＥＳＳの平成22年２月１日から平成23年１月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＡＣＣＥＳＳ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年３月17日

株式会社ＡＣＣＥＳＳ
　取締役会　御中

有 限 責 任　あ ず さ 監 査 法 人

指 定 有 限 責 任 社 員
業 務 執 行 社 員　公認会計士 浜　田　　康 ㊞

指 定 有 限 責 任 社 員
業 務 執 行 社 員　公認会計士 井　指　亮　一 ㊞

　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＡＣＣＥＳＳの平成22年２月１日から平成23年１月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成22年２月１日から平成23年１月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果
(1) 事業報告等の監査結果
一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年３月17日

株式会社ＡＣＣＥＳＳ　監査役会

常勤監査役　中江　隆耀　㊞
常勤監査役（社外監査役）　山本　隆臣　㊞
社外監査役　古川　雅一　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。経営の効率化及び意思決定の迅速化を図るため、取締役の員数を２名減員し、社外取締役３名を含む取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	かまだ　とみひさ 鎌田富久 (昭和36年５月１日生)	昭和60年11月　有限会社アクセス取締役 平成８年11月　当社取締役副社長 平成17年５月　当社CTO 平成21年２月　当社代表取締役社長 兼 Co-CEO 平成21年10月　当社代表取締役社長 兼 CEO(現任) (重要な兼職の状況) アクセス・システムズ・アメリカズ・インクDirector アクセス・ヨーロッパ・ゲー・エム・ベー・ハーDirector アクセス・チャイナ・インクDirector アクセス・ソウルDirector アイピー・インフュージョン・インクDirector、Chairman	40,965株
2	むろふし　のぶや 室伏伸哉 (昭和34年５月11日生)	昭和60年10月　青山監査法人入所 平成５年４月　公認会計士登録 平成７年７月　ビック・アップル公認会計士共同事業所開業 平成10年８月　株式会社エイブル入社 平成11年11月　当社入社 平成12年４月　当社取締役 平成14年３月　当社常務取締役 平成17年４月　当社アドバイザー 平成19年３月　当社CFO 平成19年４月　当社取締役常務執行役員 平成21年２月　当社取締役専務執行役員 兼 CFO(現任) (重要な兼職の状況) アイピー・インフュージョン・インクDirector	675株

<table>
<tr><th>候補者
番号</th><th>氏　名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する
当社の
株式数</th></tr>
<tr><td>3</td><td>ならさき　こういち
楢　崎　浩　一
(昭和33年1月4日生)</td><td>昭和56年4月　三菱商事株式会社入社
平成14年12月　当社入社
平成16年2月　当社経営企画本部長
平成17年5月　当社執行役員経営企画本部長
平成19年2月　当社執行役員
平成21年2月　当社常務執行役員 兼 CSO
平成21年4月　当社取締役常務執行役員 兼 CSO
平成23年2月　当社取締役常務執行役員 兼 CSO 兼 ネットワークソフト事業部長（現任）
（重要な兼職の状況）
アイピー・インフュージョン・インクDirector＆CEO</td><td>—株</td></tr>
<tr><td>4</td><td>みやうち　よしひこ
宮　内　義　彦
(昭和10年9月13日生)</td><td>昭和35年8月　日綿實業株式会社(現双日株式会社)入社
昭和39年4月　オリエント・リース株式会社(現オリックス株式会社)入社
昭和45年3月　同社取締役
昭和55年12月　同社代表取締役社長
平成12年4月　オリックス株式会社代表取締役会長
平成15年3月　昭和シェル石油株式会社取締役（現任）
平成15年6月　オリックス株式会社取締役 兼 代表執行役会長(現任)
平成18年4月　当社取締役(現任)
（重要な兼職の状況）
オリックス株式会社取締役 兼 代表執行役会長
昭和シェル石油株式会社取締役</td><td>10株</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	にいなみ たけし 新浪剛史 (昭和34年1月30日生)	昭和56年4月　三菱商事株式会社入社 平成7年6月　株式会社ソデックスコーポレーション(現株式会社レオックジャパン)代表取締役 平成14年3月　株式会社ローソン顧問 平成14年5月　同社代表取締役社長執行役員 平成17年3月　同社代表取締役社長CEO(現任) 平成18年4月　当社取締役(現任) 平成22年4月　公益社団法人経済同友会副代表幹事(現任) 平成22年6月　オリックス株式会社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ローソン代表取締役社長CEO オリックス株式会社取締役	―株
6	みついし たもん 三石多門 (昭和24年4月22日生)	昭和49年4月　日本電信電話公社入社 平成12年6月　株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西取締役 信越放送株式会社参与 平成13年6月　信越放送株式会社取締役(現任) 平成14年6月　株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ取締役 平成16年6月　株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州代表取締役副社長 平成19年6月　ドコモ・モバイル株式会社代表取締役社長(現任) 平成21年4月　当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) ドコモ・モバイル株式会社代表取締役社長 信越放送株式会社取締役	―株

(注) 1．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2．宮内義彦氏、新浪剛史氏及び三石多門氏は、社外取締役候補者であります。

3．社外取締役候補者は、いずれも経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言・意見の表明をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

４．宮内義彦氏及び新浪剛史氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって５年になります。また、三石多門氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって２年になります。

第２号議案　監査役３名選任の件

監査役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外監査役２名を含む監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	なかえ　たかあき 中江隆耀 (昭和14年２月25日生)	昭和39年４月　千代田化工建設株式会社入社 平成４年４月　テクノファイナンス株式会社常務取締役 平成５年６月　同社代表取締役社長 平成12年２月　当社入社 平成12年４月　当社常勤監査役（現任）	75株
2	やまもと　たかおみ 山本隆臣 (昭和19年２月21日生)	昭和41年４月　国際電信電話株式会社（現KDDI株式会社）入社 昭和63年３月　同社事業開発本部グループ事業部次長 平成７年２月　同社事業開発本部移動通信事業部長 平成12年３月　株式会社KDD総研（現株式会社KDDI総研）代表取締役専務 平成12年９月　同社代表取締役社長 平成14年４月　KDDI株式会社総務本部人事部担当部長 平成15年４月　当社常勤監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社OKI ACCESSテクノロジーズ監査役	―株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	ふるかわ　まさかず 古川雅一 (昭和24年11月16日生)	昭和48年４月　住友金属工業株式会社入社 昭和55年11月　監査法人サンワ事務所(現有限責任監査法人トーマツ)入所 昭和59年５月　公認会計士登録 昭和61年７月　古川公認会計士事務所開業 昭和63年６月　海南監査法人代表社員(現任) 平成12年４月　当社監査役(現任) 平成18年６月　株式会社シーボン監査役(現任) （重要な兼職の状況） 海南監査法人代表社員 株式会社シーボン監査役	75株

(注) 1．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2．山本隆臣氏及び古川雅一氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、古川雅一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3．山本隆臣氏を社外監査役候補者とした理由は、情報通信分野において培われた豊富な業務経験・知識等を、当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって８年になります。

4．古川雅一氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての専門的知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年になります。

以　上

株主総会会場ご案内図

〔会　場〕　東京都千代田区飯田橋一丁目１番１号
ホテルグランドパレス　２階「ダイヤモンドルーム」
電話（03）3264－1111
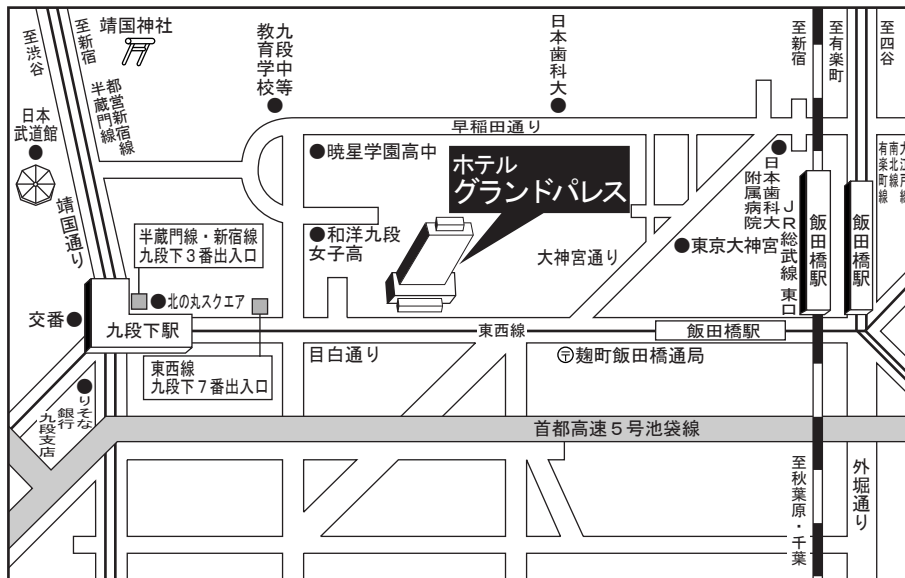
交通のご案内

●地下鉄「九段下駅」より徒歩１分
東西線（７番出口）
半蔵門線・都営新宿線（３番出口）

●ＪＲ・地下鉄「飯田橋駅」より徒歩７分
総武線・東西線・有楽町線・南北線・都営大江戸線